

日時 平成26年8月3日(日)
午後2時00分から3時30分
場所 文化福祉センター 2階会議室

質問1

「少子化時代に必要な社会性豊かなる育児指導法」について

【質問者1】

この場をお借りしてお母様方の日頃の育児のご奮闘に深く敬意を申し上げます。育児教育には、完璧な方程式はありません。全てお母さんのたくましい知性とセンスから子どもたちにとって、社会の仕組みを学ぶ唯一の窓口です。

学問は考える力を育てますが、生きた応用力が備わるのは、まだまだ先の事です。社会と共に歩みながら、人生航路の旅に出ます。子どものあるアンテナと社会の仕組みをいかに受け止め活用するかは全て母親のアドバイスにかかっています。子どもは国の宝です、生かすも見逃すも母親の双肩にかかっています。

時代は大きく動いていきます。時代を読む力を備えなければなりません。少子化問題、人口が減ったから優秀な人材が少ないとの言い訳は、世界には通用いたしません。欧米式の合理化主義の浸透は、自己繁栄思想には幾多の弊害が発生いたします。

今日のご希望事項は、幼児時期5～6歳までの母親のしつけ、日常から物事の善悪の観点を教えてください。

次にご理解いただけるなら採用してください。

「それはだめ」、「こうしなさい」の親の模範解答では原因究明の探求心が育たないと思います。日常社会の習慣が友だち同士の決め事が必要です。

偉人伝は自由奔放に遊ばせて、他人から遠慮なく社会のルールの違反を指摘され自ら疑問点・問題点の急所を探求して今後の行動に反映して行く生き方を子ども自身が学んでいただければ幸いです。

子どもがなぜなぜと疑問点の解明を求めたとき、今食事を作っていると質問をそらさないで下さい。探究心、疑問点が育つ時期と判断して下さい。

人はさまざまに変化します。人格者か偽善者か発言を見極める判断力を養わねばならないです。社会性を育てる、悪しき習慣か良き習慣を判断させます。

時代と共に生きる。ずれた考えを直ちに訂正して、時代に乗ることが必要かと思えます。

子どもの考え、思考力、決断力の養成は母親の双肩にかかっています。

父親は何も解らないですか、相談して下さい。角度を変えた答えも飛び出し

ます。

育児教育は子どもと共に学びます。すでに男性の育児休暇制度も認められました。官民一体となった育児問題の学習は、今後日本の繁栄が約束されます。明日に輝ける未来を夢見てがんばりましょう。ご清聴ありがとうございました。

【町長】

ご意見ありがとうございました。質問というかご意見というか、ご意見・質問に対して十分な答えが話せるわけでもありません。感想めいて恐縮ですが、キーワードがありました。

いかに幼児期に豊かなる人格の形成や社会性をどうみつけさせていくか、これには母親のしつけのウエイトが高い、父親の育児休暇、社会の仕組みとして、男性も女性もそれぞれの立場で、社会性人格をどう身につけさせるかは、間違いのないところかと思えます。行政の施策として何ができるのか、それは就学前教育、家庭教育、幼稚園から中学校までの学校教育で規範意識をどう持たせるか、家庭の教育をどうチェックしていくのが大事。一つだけ庁内で今検討しているのは、子どもにとって一番大事なコミュニケーションをとること。美しヶ丘の自治会で取り組まれているように子どもさんが挨拶をきちっとできる習慣を身につけて他人を意識してもらい取り組みを全町としてどう取り組んでいくのか検討しているところです。

学校教育のなかでは、学習指導要領が基本にありますが、学校の中でその子どもたちに規範意識、社会性をどう身につけるのか、いろいろな工夫の余地があります。全体として小さい時から挨拶から始めていきたい。これから教育制度が変わり、私の首長としての責任も重くなりますが、教育委員会、教育長、先生、保護者の方も含めて、教育ビジョンをこれから検討し、制度変更の中で総合教育会議をつくるようになっていますが、住民の方の意見も聞きながら平成27年度中に手順を踏んでまとめていきたいと思っています。

質問 2

「イコカカードの継続」について

【質問者 2】

「イコカカードの継続について」ですが、一部不正利用者のために煽りを受けた者として腹立たしさを覚えています。正直者がばかをみているのはおかしい。今の状態では無理なため、その不正防止策を講じて、防止策として、イコカカード交付時に誓約書の提出を義務づけ、その提出を拒否した場合には交付しない。不正利用が発覚もしくは判明した場合には、直ちにイコカカードを没

収する。また次年度以降からの交付は停止する。また連帯責任をもうける。連帯責任、例えば、自己責任、例えば同居している人が使った場合知らないとは許せないものです。

【町長】

一つの案として、間違いではないかもしれませんが、きちっとペナルティーをということですが、その方法がないわけではありませんが、イコカカードの目的、なんのためにできたか、最初バスカードの利用のなか、久度の方はバスに乗る機会も少なく、平等にということであった、ただし、今年の実態だけをみると半分以上イコカを選ばれています。イコカカードは、利便性が高く、近鉄もJR、バスも乗れていいが、本人確認ができない。誓約書もわかるが、外出支援する施策にそこまでのペナルティを設けてもいいのか、誓約書を書いてくださいと求めるのは過大な求めではないか、その違反があったときに誰がチェックするのか職員がチェックして正すのか、その場面を考えたくありません。人を疑うことになります。本人確認ができないのであれば、一つ割り切るしかないのでは。便利なのであれば、外出支援、本人確認などやめて70歳以上の人全員に平等に配布すればいいのではというのも案としてあるが、財政上できるのか責任は持てないし、難しい。とにかく平等に利便性だけであれば全体の一つの案としてならあると思います。

高齢者の施策全体として限界はあるが、その中でどう効果的に使うか、割り切りとしてイコカカードもあるが、タクシーの運賃補助制度は、足の不自由な方には有効であり、また、グループで目的を決めて使ってもらうのも有効かと思います。せっきくの提案ですが、イコカカードについて誓約書をとってまでこだわる必要があるのかと思います。

イコカカードの廃止に対するご意見をいただきました。要介護度4の方で電車に乗れる体ではなく、配偶者の方が使っておられた。このように、この制度は住民間で不正を告発し、住民の不審の種を落としかねない。誓約書を取ってまで実施しなければならないのか。ただし、利便性が高いこのカードをどうするか皆さんのご意見を聞いて、年末までに結論をだしたい。

質問3

「あそびの城と屋根付きの遊び場」について

【質問者3】

子ども子育ての件で、「イベントと遊び場の2点」ですが、一点目イベントとして、遊びの城、遊び場 屋根付きの遊び場という点での要望です。

遊びの城は、奈良県のNPO主催で王寺町協賛で現状3ヶ月に一度あると思いますが、父親やお年よりのかたと一緒に子どもと土曜日の午後に、幼稚園児や小学校低学年児童が、一緒に体を動かし参加できるイベントとして重宝している。

3ヶ月に一度を毎月1回ぐらいに増やしてほしい。例えば偶数月は幼稚園、奇数月は小学校低学年が対象というように、機会を増やしていただくことはできないか検討いただきたい。

二点目遊び場として、今日雨天ですし、炎天下 子どもが外で遊べる場所が少ない 幸い 王寺町の県道36号線の高架下に本町1丁目3番と、葛下1丁目9番に2箇所児童公園がある。高架下なので直射日光当たらない。遊べる場所は、この2つ以外知らない。子どもが増えたほうがよいという話があったが、健康な子どもが増えたほうがよいと思うので、家でゲームやインターネットするより、雨でも多少は外の児童公園で遊ぶほうがよいと思う。まずはどこに屋根付の公園があるのか早見表を作ってほしいので検討いただきたい。少ないのであれば、屋根付の公園を増やす取り組みを検討していただき、熱中症対策や節電にもなるのでご検討いただきたい。

【町長】

「あそびの城」

奈良県のレクリエーション協会が最初実施されて、王寺町としては平成21年度事業で、やわらぎトラストのメニューの一つとして実施。回数をできるだけ増やしてほしいという要望ですが、これは、県のレクリエーション協会、町スポーツ推進委員、体育協会の役員、学校の先生などボランティア精神により成り立っていて、実績としては平成21年度から23年度は、3ヶ月毎で、年4回。平成24年度は、4回目を集まりが悪かったため中止しています。平成25年度は、4回実施しているが、募集に対して6割の参加です。だからといって、「増やす必要はない」と言うつもりはないですが、やはり住民の方のニーズに適切に対応できるか、応募が半分しかないのに数だけ増やす必要があるのか、費用対効果の分析が必要となります。規模を小さくして回数増やすという意見もありますが、そこは保護者のニーズが規模を小さくして回数を増やすのか、また中身を工夫して、応募する方が多ければ事業を拡大するのか。スポーツ推進委員、当事者の保護者のご意見を聞きながら検討していきたい。

「遊び場」

県道36号線、たまたま橋の下に二つの児童公園があり、実質屋根の効果を果たしているが、通常 都市公園には、屋根を整備する仕様にはなっていない、外で遊ぶというのが基本です。雨とか、高齢者が一時、外で交流してもらい、

限られた屋根としての場所に東屋があります。最初から前提としてしまうとゲートボール場、健民グラウンドに屋根をとということになってくる。今、王寺の子どもに、都市公園を含めて屋根となるとどうか。費用対効果も含めてゲートボール、グラウンドゴルフ、場合によればテニス場に屋根があったほうがよいが、ニーズ、費用対効果、財政状況、いろんな要素の分析があるのかなと考えています。

質問 4

「高齢で歩けない方の避難」について

【質問者 4】 司会者代読

それでは、四つ目の質問に入りたいと思いますが、質問者の方が介護のため急遽欠席されたので、私が質問を代読させていただきます。質問内容は、「高齢で歩けない方の避難について」でございます。『災害が起こった場合、高齢で歩けないため避難場所へ逃げることのできない人たち、そしてその家族たちは、どのような行動をとったらよいでしょうか。現在、介護が必要な家族がおります。タウンミーティングにも行きたいのですが、そのときにならないと行けるかどうかわかりません。このような思いをもっている人は、近所にも何人かおられます。このような質問に対しての回答をお知らせくださるようお願いいたします。』ということでございます。

【町長】

ご質問の趣旨はよく理解できます。高齢であるということ等で、歩けない方がおられ、いざという災害のときも避難場所への逃げ方などどうするのか、ということは、当然ご関心のある質問かと思えます。これもいろいろな場面でご紹介はさせていただいてはおりますが、災害対策基本法の改正がありまして、いま各地方公共団体では要支援者のための名簿を作ることが義務付けられております。それを今町のほうでは、どういう形で、災害時だけでなく平時でもうまく使える方法はないかと、みなさんの意思を確認しながら名簿というものを作っていきたいと考えております。条例をまず作ります。それから、ご本人の方に、たとえば要支援の方ですね・・・絞り方がいろいろあるかと思うのですが、いちばん広い要支援の方の範囲、たとえば「65歳以上の一人暮らしの方」でありますとか、「介護の認定をされている方」でありますとか、また「障害者の手帳をお持ちの方」でありますとか、そういうひとつのグループの方々がおられます。そういった方々の中から、絞込みをさせていただいて、たとえば「75歳以上の一人暮らしの方」であるとか、「介護認定のもう少し高い方」であり

ますとか、そういう支援が必要な方をもう少し絞って、その皆様方に災害だけでなく平時でも、いろんなときに支援が必要だったら支援しますので、という前提条件で名簿に登載してもいいですか、という意味確認、同意を求めたいと思っております。そして、同意をされた方の名前を「避難行動要支援者名簿」ということで整理し、これを自治会長さんなのか、あるいは民生児童委員のみなさん方なのか、消防団なのか、あるいは自主防災組織のみなさんなのか、範囲をきちっとくくって、個人情報ですので、どういう使い方をするのかということもきちっと協定を結んだうえで、普段でも使えるような、名簿を今イメージしております。早ければ12月に要支援者の名簿を作って、さらに来年4月ごろをめどに支援が必要な方の個人ごとの救助計画を作成したい。というのは、個人ごとに支援する人が誰なのか、あるいはどういう体調なり、病気なり、状況も違いますので、それを必要な範囲内で教えていただいて、いざというときにはこういう支援の仕方があるという計画をご本人の同意も得ていざというときにはうまく使えるようにそういう仕組みづくりをしたいと思っております。

質問5

「町債の利率」について

【質問者5】

太子の〇〇と申します。ちょっと、荒っぽいことを言いますが、町長のほうから財政について、いろいろな話がありましたけどね、今、王寺町には150億円くらいの借金がありますね。違いますか。そういうことを、具体的にここに書いてほしい。あんまりこの資料は、きれいすぎる。そして、特別会計もこの欄に書いておかないことには・・・たとえば、健康保険と介護保険と何々保険とで約50億円使っている。そういうことを、ここに載せておかないことには住民が理解しないと思う。ちょっとね、資料、何か知らんけど、一味悪いという感じがするわけ。要望ですよ。それとね、今借金のうちのレートですね、利息のこと、いろんな条件があつてうんぬん言いはりましたけども、これ僕「仕手」を以前にやっておったからね、知ってものいうとるんですけども、強烈に交渉してね、指定金融機関と交渉するでしょ。で、利息下げてもらったらよろしいねん。で、繰り上げ返済をどんどんして、で、新発債をだしてやっていったら・・・法的なルールはありますよ、それちょっと置いておいて、ね、それを繰り返していったらね、えーっと、たとえば平均レート0.5パーセント下がったとしたらね、支払い利息が王寺町750万円助かるわけですよ。ものすごい金額ですわ。こういうきめ細かいことをやらんことには、係だけに回さ

ないで、あの、指定金融機関は南都銀行ですか、南都銀行にやーやーやーやー言いに行ったらよろしいねん。ほんで今までの既発債は、いろんな法的なルールがあるから、そう簡単にいかんですよ、せやけど、やいやい言いに行ったらね、こっち向くわけですよ。僕ら向いたわけですよ、事実。あ、この何々市何々町うるさいなというもんでね、下げたわけですよ。せやからね、金融機関に対しては、ものすごくやかましく言わんと損です。そのお金をほかして、今150億円の借金を町民で割ったら、ひとりにつき、だいたい50万円くらいの借金になると思いますよ。せやから、それを減らすためには担当の方が金融機関にいて、強烈に交渉してください。委任状書いてくれはったら、僕行きます。いやほんまに。慣れとるから。以上です。

【町長】

はい、ご質問ありがとうございます。私のほうから、まず最初に答えさせていただきますが、あの資料の件ですけれども、今回はタウンミーティングという性格上できるだけみなさん方に王寺町の現状をわかってほしいという意図から、先ほど言いましたように家計との対比とか、そういう多少わかりやすさを重点におきまして、この資料を作らせていただきました。おっしゃるように財政状況、決算の公表もしていますが、特別会計、それからいろんな諸般の資料も普段出させてもらっています。それを今日、全部網羅的に、もちろん希望があればだしてもよかったのですけれども、限られた時間で財政状況について説明したい趣旨から、できるだけわかりやすくということで、この表を作らせていただきました。ほかにおっしゃるように、経常収支比率から実質公債費比率の将来見込とか、特別会計の繰り出し、いろいろな財政事情の指標がございます。それは、普段公表はしているのですけれども、またご要望があれば必要なものをご提供させていただきたいと思います。決して情報を惜しんでいるわけではございません。それをひとつ申し上げたいと思います。それから（町の借金が）150億円かどうかは、またあとで担当の部長から詳しく申し上げますが、王寺町はこれまで繰り上げ償還の努力をしまいいりました。私はまだこの二年だけですけれども、過去から先ほど五年間の取組み状況をお話しさせていただきました。それともう一点、難しいのは政府資金です。いわゆる国から借りているものは、高金利であっても機械的に繰り上げ償還できません。また、先ほどもおっしゃいました南都銀行とか信用金庫とか民間のものは20年とかそういう長期で町がお借りしている、長期で返すという前提で約定ができていますので、途中で繰り上げ償還しますと、会社のほうから本来得るべき利益が途中で途切れますので違約金を払う必要がございます。だから、そういう交渉の中で、じゃあ、どの分まで繰り上げ償還できるか、簡単に機械的に決まって

くるものではなということのひとつ。

【質問者 5】

それは交渉したらできますよ。ちょっと弱気やわ、それは。

【町長】

あの、交渉担当をしてきている部長に生のところをちょっと答えていただきましょう。

【質問者 5】

囑託で雇ってくれたらなんぼでもいきますよ、ほんま。それは弱気やわ。

【総務部長】

すいません、総務部長の中野でございます。起債の借入のほうですけれども、特別会計を含めてということで、おそらくおっしゃっていただいていると思います。今現在150億円ほどの状態のところまでできております。まず、その中で大きいのは下水道事業債が大きいんですね。下水道というのは、77億円ほどございます。下水道では、やはり先行投資がかなり必要となってくる事業ですので、今、インフラ整備をしたものの受益をずっと後年度の方に使われていくということになりますので、今作ったものをすべて今ご負担いただくとなると、当然ほかの事業ができなくなってくるので、応分に今後20年、30年というスパンでご負担いただくという、そういう意味合いがあつてかなり高い起債残高になっております。それとあと、町長が申しましたように一般会計の償還ですが、王寺町のほうでも今おっしゃっていただきましたように、かなり他市町村に比べて繰り上げ償還の方を進めております。近々でも、ここ5年で13億返済をいたしました。そういうルールの中でやっているということと、それと今現在、縁故債という銀行等でお返しできるものについては、利息が1パーセント台になってきている状態になってきております。例えば、利率の1パーセントを切ったものをお返しして、そして借り換えていくという方法と、逆に借りたままですと、今国債を買いますと、1パーセント強の利息が付きますので、返すよりも借りた状態で資金運用したほうが、いい利息で回るということもあります。銀行との契約の中で、その違約金が当然一部発生してまいりますので、そういうことを含めて、今その限界点を見極めながら有利な方法でということで、今後もその交渉は進めていきたいと思っておりますし、鋭意取り組んでおりますので、ご理解いただけたらと思います。以上です。

質問 6

「預かり保育の周知方法とタウンミーティング時の託児」について

【質問者 6】

畠田の〇〇です。ありがとうございます。今度の2学期から預かり保育が始まります。先ほど町長さんおっしゃっておられましたが、保護者としては全然情報がきていない状態で、預けるにあたっては安心して預けられない。そんな園にも保護者にもどちらにも、ストレスのある制度でした。9月に提出しなければならないのに、7月初旬でも利用の申請書がまだできていない。詳しいことを聞いても、ちょっとと濁されるような状況で結局のところ保護者としてすごく振り回されている状況であったことを、まず町として把握してほしいなと思いました。なぜその態勢を整えてから広報実施ではいけなかったのかな、ということもちょっと疑問に思いましたし、そこには必ず税金がかかっていますよね。そういった税金がかかったうえでのあやふやな広報とかっていうのは、やはり炊けてないすき焼きを食べろ、子どもがいくら食べたいといっても、食べろって言わないですよね、親は、なにかそういう状況に見受けられたというところに、ひとつ憤りがあります。そして、保護者に対する全体的な説明会もありません。ただただ書面を見てください、わからなければここに聞いてください、そんなあやふやな状況でやはり預けられないし、次、幼稚園預けたいなっと思ってお母さん方の期待もずいぶん裏切っているところもあります。そういった現状も、始まってからで結構ですので、やはり説明会、教育委員会の方が来てくれるなり園長なりが説明してほしいなと保護者としては思います。具体的な条例が決まるまでなかなか広報できなかったという返答いただいたんですけども、昨日、ちょっと条例を見させてもらいましたけれど、具体的なだれがどこでどのように保育するのかという、そういうところも明記されていませんでした。この間、かわら版で専任スタッフが募集されましたし、そのおかげで利用できる日も増えました。これによって保護者も園もどちらも過ごしやすくなったと思うのですが、あと、どこで、やはり空調の整ったところでないと、小さい子どもを通常時間から4時まで延長する、たった2時間ですけれども身体の熱が抜けなかったり、それで熱中症になった場合、一体誰が責任をとるのかなという風に、私はちょっと考えて心配しております。テレビとかを導入すると聞いていますけれど、せっかくの教育現場ですので、そこは読み聞かせとか、まあそういうテレビとか買うのであれば、空調、子どもの体調とか安全面、そういう環境づくりをお願いしたいなと思っております。やはり、それは子どもが安全に健康に過ごせる環境が、親が安心して預けられるんじゃないかっていう風に……。2学期からですけれども、そういう環境整備

をお願いしたいなと思います。で、もうひとつ。今回のタウンミーティングのテーマのひとつが「子育て」ですけれども、見るからに、子どもを連れてきている親御さんいらっしゃいませんよね。なんか、すごく残念だなってというのが、まずありました。やはり、そういうところには託児が必要だなと私は思います。保健センターの検診でも託児がなくて、上の子をどうしようって困ってるときもありました。やはりそういうファミリーサポート的な事業というか、人材の確保っていうのは必要だなって思います。そして、やはり先ほど言ってはりましたけれども、お母さんの力っていうのはものすごく大変ですし、子育て中は誰だれ君ちのお母さん、誰だれさんちの奥さん。お母さんもひとりの女性です。やはりひとりの女性としての時間、そういうものを取れることが自己肯定感を高めると思いますし、そういうファミリーサポート的な事業を是非構築していただきたいと思います。

【町長】

はい、質問ありがとうございます。預かり保育については、当初予算で最初から諸準備をして、取り組んだというよりも、どちらかというところは認識が甘いと言われればそうかもしれませんが、「子ども・子育てのアンケート」を年末から今年にかけて取らせていただきました。そのアンケートをいろいろ分析をさせてもらう中で、これはニーズが高いと、パートとかいろいろ勤めることを希望されている女性の、保護者の方のニーズが多かったものでありますから、ちょっと先ほど生煮えとおっしゃったかもしれませんが、できることは早くしたい、普通こういったら何ですけど役所の仕事は年度年度ですけれども、そんなこと言っていられないので9月からできないかということで、今なんとか町内、あるいは学校・園・教育委員会……。遅いと言われれば、それまでかもしれませんけれども、慎重にやはり保育の中身も決めていく必要があります。費用は、そんなにいただくわけにはいきませんが、費用対効果を抜きにしてどこまでのサービスを、サービスというか内容を提供できれば、やはり過大でもなくて、これは大事かと思いますが、それがみなさんの合意が得られるかどうかはわかりません。そういう、やはりいろんな方々のご意見も当然検討する必要がありますので、ただし可能な限りできるだけ早く預かり保育を入れたいということで、教育委員会のほうにいろいろ検討していただいた中で、必要などころには臨時職員のお手伝いもいただいたきながら、9月からスタートできるようにさせていただきました。細部の運営の在り方、これにつきましてはいろいろなご要望があると思います。万全のことができるかどうかどうことは、これまた、いろいろ個々のみなさん方の要望も分析しながら、必要度の高いものから、中身として充実していければという風に思います。先ほどの、空調（設

備)ですが、今までないのに預かり(保育)だけというのも、これもなかなかすぐには手当するのは難しいかもしれません。しかし預かり保育で、きちんとした勉強を教えるとか、通常の保育より濃いことは、できないかも知れません。これは、あの幼稚園の教育とか、あるいは、それと同じことができないので預かり保育と言っていると思うのですが、ちゃんとした形でお預かりできる体制をどう作るかということが、まず基本だと思いますので、今言ったような趣旨で、中身を鋭意詰めていかせていただきたい。それから、早く広報させてもらったのは、やはり今後の手順といいますか、みなさんの生活設計の中で早く広報する方が生煮えであっても、そちらの方が優先するのじゃないかということで、させていただきました。来年以降の、幼稚園・保育園どちらに行こうといった選択もありましたので、やはり、まずはこういうこと考えているよということを、町としてお知らせする方が優先度が高いのじゃないかということで、お知らせをさせていただいたわけです。それと、もう一点。託児ですね。これについては、私もちょっとうっかりしました。できるだけ若い方に来ていただきたいということを思いながら、今日は日曜の昼から、平日じゃなくてね、こういう日もセットしたのですけれど、おっしゃるとおりだと思います。保健センターも含め、いろんなイベントの中で、やはりお子様連れの保護者の方が当然多いわけですから、今後は是非きちっと託児を準備したうえで、募集をかけるのが当然かなと思いましたが、付け加えさせていただきます。以上です。

【進行】

それでは、大変申し訳ございません。予定時間を超えておりますので、どうしてもおっしゃる方、挙手を願います。なお、今回ご質問いただけない方も、後日、政策推進課までお問い合わせいただければ回答させていただきますので、ご了承ください。いらっしゃいますでしょうか。それでは、おられないようですので、これまでご質問をいただいたところですが時間も超えております。以上をもちまして、本日のタウンミーティングを閉じさせていただきたいと思っております。それでは閉会にあたりまして、平井町長から本日お集まりいただきました皆様へ、お礼も含めましてご挨拶申し上げます。

【町長】

はい。多少時間が超過したようですけれども、今年2回目タウンミーティングを開催させていただきました。去年は3回(日程)だったんですけれども、何回やればいいのか、どういう形でやればいいのか、ちょっと試行錯誤する中で、今年は「高齢者」、あるいは「子育て」、多少テーマを絞って議論をさせていただいた。これから、先ほど言いましたように、みなさん方の意見を、

いろんな機会に、手紙でもメールでも結構ですけれども、このタウンミーティングの運営の仕方も含めまして、やはり、みなさんのご意見を十分参考に今後も運営をしていきたいと思っています。あの決して、情報の不足で、生半可に政策をやろうとしているつもりはありません。こういう財政状況の中で優先して、本当に必要な施策に、財源を手当てしたいという思いで、無味乾燥だったかもしれませんが、財政状況の資料も一応準備させていただきました。またきちっとホームページはじめ広報に掲載して、今日お越しいただけなかった方にも、知っていただける努力をしていきたいと思えます。そして、そういう意味で是非また、みなさん方のいろいろなご意見をいただくようお願いいたします。今日は本当に夏の暑いところ、お出かけをいただきまして、感謝を申し上げて、締め言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。